

野田市農業委員会総会会議録（第5回）

1. 野田市農業委員会会長古谷文夫は令和4年5月11日午後2時、野田市農業委員会総会を野田市役所8階大会議室に招集した。

1. 出席委員は次のとおりである。

1 番 石 山 幹 雄	2 番 石 山 高 弘
3 番 藤 井 愛 子	4 番 川 辺 茂
5 番 筑 井 正	6 番 古 谷 文 夫
7 番 齊 藤 和 夫	8 番 石 塚 正 夫
9 番 染 谷 美佐夫	10 番 針ヶ谷 久 翁
11 番 鳩 貝 直 子	12 番 宇佐見 稔 久
13 番 吉 岡 清 美	

1. 議事日程

第1 議事録署名委員の指名について

第2 議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について

議案第2号 農地法第5条第1項の規定による許可後の計画変更承認申請について

議案第3号 農地法第5条第1項の規定による農地転用許可申請について

議案第4号 農地法の規定に基づく許可を要しない土地の証明願について

議案第5号 農用地利用集積計画について

議案第6号 農用地利用配分計画について

第3 報告第1号 農地法第3条の3の規定による届出について

報告第2号 農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用届出について

報告第3号 農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出について

報告第4号 農地法第18条第6項の規定による合意解約について

報告第5号 農地使用貸借契約の解約通知について

報告第6号 農用地利用集積計画の中途解約について

報告第7号 農用地利用配分計画の中途解約について

報告第8号 農地の現況に関する照会について

報告第9号 引き続き農業経営を行っている旨の証明願について

1. 出席事務局職員は次のとおりである。

事務局長	染谷 隆徳
事務局長補佐	大塚 和彦
農地農政係長	間中 浩司

議長 ただいまから令和４年第５回野田市農業委員会総会を開会します。

本日、欠席者はございません。

野田市農業委員会会議規則第６条の規定による定数に達しておりますので、会議は成立していることをご報告いたします。

議事日程第１、議事録署名委員の選任に移ります。

例により、議長指名でご異議ありませんか。

— 異議なしの声多数 —

異議なしと認めます。

１２番 宇佐見 稔久 委員

１３番 吉岡 清美 委員を指名します。

本日の案件は、議案第１号から議案第５号までとなっております。

本日は、農地利用最適化推進委員も出席しておりますので意見を求めます。

議案第１号「農地法第３条第１項の規定による許可申請について」を議題とします。

申請番号１番について、事務局の説明を求めます。

事務局 議案第１号申請番号１番についてご説明いたします。

１ページをご覧ください。

申請地は、畑１筆で３３０平方メートルとなっております。

権利の内容は所有権移転です。

申請理由は、譲渡人は、人手不足のため、譲受人は、耕作地拡大のためとなっております。

農地法第３条第２項各号に該当する場合は許可できませんが、いずれにも該当しません。

令和４年４月２２日に受付をしております。

以上です。

議長 本案について、現地調査班第２班より説明をお願いします。

筑井委員 今月は２班が担当で、５月６日に現地調査を行いました。

今回の報告は議案第１号申請番号１番から３番、議案第２号申請番号１番、議案第３号申請番号１番から１２番については吉岡委員、議案第１号申請番号４番から７番、議案第３号申請番号１３番から１７番については石山幹雄委員が報告します。

また、農地法の規定に基づく許可を要しない土地の証明願については、事前に千葉県職員と事務局職員で現地調査を行っており、申請書を審査したところ、申請内容に問題がなかったため、現地調査は不要としました。

それでは、議案第１号申請番号１番について吉岡委員から報告をお願いします。

吉岡委員 議案第１号申請番号１番について報告します。

申請地は、目吹字庚塚の畑１筆で耕作中の農地でした。

営農計画書、申請添付書類の審査及び現地調査の結果を踏まえ、調査班においては許可相当と判断されます。

以上です。

議長 申請番号 2 番について、事務局の説明を求めます。

事務局 議案第 1 号申請番号 2 番についてご説明いたします。

申請地は、田 2 筆で 5243 平方メートルとなっております。

権利の内容は賃借権設定です。

申請理由は、譲渡人は、高齢により農業経営を縮小するため、譲受人は、農業経営を拡大するためとなっております。

譲受人は法人ですが農地所有適格法人要件を満たしています。

農地法第 3 条第 2 項各号に該当する場合は許可できませんが、いずれにも該当しません。

令和 4 年 4 月 22 日に受付をしております。

以上です。

議長 本案についても現地調査が行われておりますので、調査班より報告をお願いします。

吉岡委員 議案第 1 号申請番号 2 番について報告します。

申請地は、目吹字西坪前の田 1 筆、目吹字目吹新田の田 1 筆で耕作中の農地でした。

営農計画書、申請添付書類の審査及び現地調査の結果を踏まえ、調査班においては許可相当と判断されます。

以上です。

議長 申請番号 3 番について、事務局の説明を求めます。

事務局 議案第 1 号申請番号 3 番についてご説明いたします。

申請地は、畑 4 筆で 4381 平方メートルとなっております。

権利の内容は賃借権設定です。

申請理由は、譲渡人は、高齢により農業経営を縮小するため、譲受人は、農業経営を開始するためとなっております。

農地法第 3 条第 2 項各号に該当する場合は許可できませんが、第 5 号の下限面積要件については、権利を取得する農地の面積が 50 アール未満ですが、農地法施行令第 2 条第 3 項で「権利の取得後における耕作の事業が草花等の栽培でその経営が集約的に行われるものであると認められるときは例外的に許可できるとされており、本案は「経営が集約的に行われるもの」に当てはまるものと考えます。

第 1 号の全部効率利用要件、第 4 号の農作業常時従事要件については、機械、労働力が十分に確保されているか、技術が十分にあるか、また、販売先はどうなっているかなど、申請人にお越

しいただいているので、この後、説明していただきます。

令和4年4月21日に受付をしております。

以上です。

議長 本案についても現地調査が行われておりますので、調査班より報告をお願いします。

吉岡委員 議案第1号申請番号3番について報告します。

申請地は、三ツ堀字西久保の畑4筆で、肥培管理された農地でした。

現地調査班としては、現地は問題ありませんでしたので、新規就農者から営農計画について、説明を受けたうえで審議したいと合議の結果、判断しました。

以上です。

議長 本案については、説明員として申請人にお越しいただいておりますので、入室させます。

—申請人入室—

それでは、機械、労働力、技術があるか、また、販売先などの営農計画について、説明をお願いします。

申請人 皆様はじめまして、〇〇と申します。

イチゴ栽培で新規就農を考えておりまして、今回、野田市三ツ堀で〇〇さんの土地をお借りしたく申請いたしました。

申請土地の申請理由としましては、ハウスの設置が可能であること、あと土地がまとまっています、日当たりがいいことがございます。

あと一番決め手になったのは、地主である〇〇さんの人柄の良さに惹かれまして、今後ずっと三ツ堀で農業やっていくにあたって、とても重要なことかなと思い、その3点のところで、選ばせていただきました。

営農計画としましては、9月にイチゴを定植しまして、12月から5月ぐらいまで収穫になっております。

その他の期間は苗を作ったりと、なのでほぼ1年を通じてイチゴの栽培を行う予定でおります。

生産物の処理方法につきましては、畑の横に直売所を作って、そこで販売するのと、あとスーパーの産直コーナーに卸すことを予定しております。

あとスーパーに卸す時は、今いろいろスーパーさんにお声掛けをさせていただいております、探しているところでございます。

農機具、作業場、倉庫の状況につきましては、今まだ何もかも初めての段階なので、何も持っていない状況です。

建てる時は、補助金などを使いながら1つ1つ揃えていくことを予定をしております、保管場所についても、畑の横にちょっとした保管場所を建てる方向で考えております。

手伝う農業従事者の人数につきましては、主人と私の二名で考えておりまして、人が足りないときは、母など、他の家族に手伝ってもらうことを予定しております。

イチゴの技術に関しましては、千葉県印西市の〇〇さんというイチゴ農家さんのところで、研修させていただいておりまして、ちょっと研修しながら、自分でイチゴを作っていくというところをやって、続けていこうと思っております。

以上になります。

宇佐見委員 ハウスの面積は、どの程度を予定しているのかっていうのが1点、それと今、重油がかかなり上がってきていると、他の生産資材なんかもかなり上がってきてるので、他のイチゴの生産者に聞いてみると、かなり経営状態がもう圧迫されてるという話はよく聞くんですが、この収益の見積もりなんかも若干変わってくるんじゃないかと感じはしてるんですが、その点はちょっとどのくらいを見込んでるのか、もう一度詳しく伺いたいんですが。

申請人 ハウスの面積につきましては、1反程度を予定しております。

やはり、コロナだったり戦争だったりでおっしゃる通り、資材とか油が値上がっている状況で課題として考えておりまして、やるにあたっては、最低限小さい面積でいかに収量を上げられるかというところで、考えておりますのでちょっと研修先の方でも、その1反の中でしっかり売上を上げるイチゴの育て方というところを考えております。

あと、それでもコストがかかるというところについては、やはり売り方の工夫かなと、このコロナ渦の中、今の状況の中で、生産者から直接、野菜を買うっていうのが非常に増えたなと、おいしい、やはり新鮮でおいしいものを自分たちで選んで食べたいっていう、消費者が増えている非常に肌で感じておりまして、そうしたお客様に付加価値をつけて届けられるかというところをちょっと模索していきたいなと思っております。

宇佐見委員 先ほど面積の中で、そこで高収入を上げるっていういわゆる高設栽培システムというやつがありますよね、水耕栽培と土耕栽培どちらを選択してますか。

申請人 土耕で考えております。

その理由としては、もう率直に土耕の方が純粋においしいなと、土で育った方がおいしいな自信を持ってお客様に届けられるなと思っておりますので、ちょっとそこはこだわりを持ってあえて土耕で考えております。

宇佐見委員 土耕になったとき、1つ連作障害っていうのは、イチゴの場合、3年ぐらい経つてくると、かなり顕著に出て来ると思います。

それを回避するための技術というのは、そういうものはどういうふうに今考えておられますか。

申請人 そこについてもやはりイチゴ農家さんから同じようなことを言われておりまして、3年目までは多分順調に行く、そこからが課題だよと言われておりまして、土壌の中、いかに土作り

をしっかりとやっていくかっていう、その点に関しても、今、勉強しながらやっている状況です。

すいませんちょっと勉強不足で、きちんと技術こうでこうですっていう、きちんとお答えできないんですけども、ちょっとそこも含めて、勉強させていただいております。

宇佐見委員 かなり大規模な投資になってくると思うんで、そこをしっかりとやっておられるので、なかなかありがたいなと思います。

齊藤委員 1点、質問します。

今お住まいは松戸市で三ツ堀までですと、通って来てやるということでその辺できるのかなという感じで、ほとんど毎日のように来ないと、ちょっと厳しいんじゃないかなと思うんですが、その辺いかがでしょうか。

申請人 毎日車で3、40分位ですので、毎日来る予定でおります。

事務局 今イチゴ栽培というお話ですが、今現在野田市には2軒ほど、イチゴ栽培やられている方がいます。

〇〇さんで3軒目です。

野田市で近々やる方がもう1人、また農地をあっせんをして欲しいという希望されてる法人の方と、今、野田市でイチゴ栽培が人気になっています。

今先ほどの説明の中で、付加価値を付けて販売していくと、いうところで女性ならではの、付加価値の付け方って何かお考えがありますか。

もし企業秘密だったら、結構ですので。

申請人 実は今、外食業界にいて、ちょっとかなりずれちゃうかもしれないんですけど、農業は農業から離れてる方からすると、結構農業の方と繋がりたいっていう声が多くて、やっぱりこの生産者の顔が見えると皆さん安心するので、例えば今、外食業界にいるんですけど、外食でも、生産者がこうやって一生懸命作りましたとかそういった農家さんの一言のコメントがあるだけで、その生産物だったり生産物を使った、食べ物、その食品が非常に説得力を持つ、同じ味だとしても、その一言があるだけで買ってみようという、それは肌で実感しております、そういった何か自分が今度顔出していく立場になるんですけども、いかにこう一生懸命作ってるかっていうところをSNSだったり、スーパーさんだったらPOPだったり、そういったところで発信していきたいなと作ってる声を届けたいなと思っております。

事務局 ありがとうございます。

松戸市から野田市に住居の方も、移転していただければありがたいです。

瀬能委員 今事務局の方から、野田市でイチゴやっているの農家が2軒あるとでましたが、その内の1軒が私の息子です。

それで質問ではないんですが、先ほど土耕の話が出ましたが連作障害とか、当然あるんですが、うちの息子は本格的に初めて今年で3年です。

当初1反の土耕で始めて、そのあとまた1反、昨年増やして、今年で3年目で今やってて、何とか軌道に乗ってですね、お客さんが、もう午前中で売れちゃうということで、結構売れてるんですかね息子もまあそこそこみたいです。

要は売り上げるために、先ほど付加価値を上げるっていう話をしましたけど1つ参考になればと思いますけども、うちの息子もいろいろ考えているんですよ。

イチゴをただ売るだけでなく、アイスクリームにしたりですね、いろいろ他の人達と協力しながらやってるんですけども、やっぱり付加価値を上げるためにはそう簡単にいかないみたいですね。

アイスクリーム作っておいしいんですけども、結局原価割れしちゃうと要は冷凍のイチゴを製造メーカーに送って、アイスクリームができたやつをまた冷凍で送ってもらうとなると、運賃が相当かかっちゃうということで、この間私に持ってきたんですけど350円で原価は350円。

これ商売にならないんじゃないのっていう話をしたら、商売じゃなくて、これをお客さんに宣伝として、買ってもらう。

もちろん人件費がかかってますが、その分は宣伝費というふうな形でやる。

それからもう1つ、イチゴを凍らせて、それをカキ氷みたいな形にして削りイチゴって言って、プラスチックのパック入れて始めたみたいなんですけども、これは食品法で勝手にできないということで、ちゃんと保健所で許可がでたところで、自分が行って作って、それをイチゴハウスに持ってきて、お客さんに買ってもらい、これは結構商売になるみたいです。

やっぱりその付加価値を上げるためには、いろんなアイデアとかあると思いますけども、いろいろ勉強してやっていったらいいと思いますけど、ただ1つあるのは、お金がかかります。

初期投資と1反ハウス建てるとなると、そこそこお金がかかる。

それから暖房入れなくちゃいけない、自動の換気扇付けたり、そういうこともやらないとなかなか難しいっていうこともあるみたいですから、いろいろそういう設備的なところの勉強も、してもらって良いイチゴを作って頑張ってもらいたいと思います。

申請人 ありがとうございます。

是非、1度今度ごあいさつさせていただき、いろいろご指導お願いいたします。

議長 他に質問がないようでしたら、申請人を退席させたいと思いますが、よろしいでしょうか。

—異議なしの声あり—

お忙しい中、お疲れ様でした。退席されて結構です。

—申請人退席—

申請番号 4 番から 6 番は関連があるので、一括して事務局の説明を求めます。

事務局 議案第 1 号申請番号 4 番から 6 番についてご説明いたします。

1 ページから 2 ページをご覧ください。

申請地は、4 筆で 1028 平方メートルとなっております。

権利の内容は所有権移転です。

申請理由は、譲渡人は、人手不足のため、譲受人は、耕作地として適しているためとなっております。

農地法第 3 条第 2 項各号に該当する場合は許可できませんが、いずれにも該当しません。

令和 4 年 4 月 25 日に受付をしております。

以上です。

議長 本案についても現地調査が行われておりますので、調査班より報告をお願いします。

石山（幹）委員 議案第 1 号申請番号 4 番から 6 番について報告します。

申請地は、古布内字下新田の畑 4 筆で保全管理された農地でした。

営農計画書、申請添付書類の審査及び現地調査の結果を踏まえ、調査班においては許可相当と判断されます。

以上です。

議長 申請番号 7 番について、事務局の説明を求めます。

事務局 議案第 1 号申請番号 7 番についてご説明いたします。

2 ページをご覧ください。

申請地は、田 2 筆で 4399 平方メートルとなっております。

権利の内容は所有権移転です。

申請理由は、譲渡人は、農業経営を縮小するため、譲受人は、農業経営を拡大するためとなっております。

農地法第 3 条第 2 項各号に該当する場合は許可できませんが、いずれにも該当しません。

令和 4 年 4 月 25 日に受付をしております。

以上です。

議長 本案についても現地調査が行われておりますので、調査班より報告をお願いします。

石山（幹）委員 議案第 1 号申請番号 7 番について報告します。

申請地は、木間ヶ瀬新田の田 2 筆で耕作中の農地でした。

営農計画書、申請添付書類の審査及び現地調査の結果を踏まえ、調査班においては許可相当と判断されます。

以上です。

議長 ただいま事務局の説明並びに現地調査班の報告及び申請人の説明が終わりました。
質問やご意見のある方は、挙手をお願いします。

特に、ございませんか。

—質疑なしの声あり—

質疑なしと認めます。

これより議案第1号について、採決します。

本案について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

—全員挙手—

全員賛成と認めます。

よって本案は、原案のとおり可決されました。

次に移ります。

議案第2号「農地法第5条第1項の規定による許可後の計画変更承認申請について」を議題とします。

なお、本案は議案第3号「農地法第5条第1項の規定による農地転用許可申請について」の申請番号2番と不可分の案件のため、一括して審議します。

申請番号1番、議案第3号申請番号2番について、一括して事務局の説明を求めます。

事務局 議案第2号申請番号1番についてご説明いたします。

3ページをご覧ください

本案は、令和3年3月29日付けで専用住宅用地として農地法第5条の規定による許可を受けていますが、許可以前に境界確定していたことを失念し、誤った境界で許可を受けていたことが分かり、計画変更承認申請が提出されたものです。

面積が180.37平方メートルから219.27平方メートルに変更となります。

次に議案第3号申請番号2番についてご説明いたします。

4ページをご覧ください。

境界線の錯誤により許可を受けていない農地があるため、農地法第5条の許可申請書が提出されたものです。

申請地は、畑1筆で344平方メートルの内39.24平方メートルとなっております。

転用の目的は、使用貸借権設定による分家住宅用地です。

令和4年4月25日に受付をしております。

以上です。

議長 本案についても現地調査が行われておりますので、調査班より報告をお願いします。

吉岡委員 議案第2号申請番号1番及び議案第3号申請番号2番について報告します。

農地区分と被害防除の観点から申し上げます。

申請地は、鉄道駅、市役所等それぞれの基準点の周囲おおむね500メートル以内の宅地率が40パーセントを超えるため、1キロメートルまで半径を延長し、宅地率が40パーセントを超えているため、第2種農地であると判断されます。

当該地の現況は、雑草が生い茂っている農地でした。

計画内容は、ゆるやかに傾斜しているため、30センチメートル程度盛土し、住宅を建築する計画となっております。

給排水関係は、給水は市営水道を引き込み、雨水は敷地内浸透、汚水雑排水は合併浄化槽を設置しU字溝に接続するとなります。

周辺農地への被害防除対策は、境界から離して盛土する計画となっております。

事業計画及び申請添付書類並びに現地調査の結果を踏まえ、現地調査班においては、許可相当と判断されます。

以上です。

議長 農地法に基づく農地転用の許可検討事項について、事務局の説明を求めます。

事務局 まず、資力及び信用についてですが、資力については、融資に関する書類が添付されており、必要な資力が認められます。

信用についても、過去の状況を確認したところ、特に問題ないと認められます。

次に、転用行為の妨げとなる権利を有する者の同意を得ていない場合は許可しないこととなっておりますが、農地台帳を確認したところ、賃借人等はいないため、該当しないと考えます。

土地改良区は区域外です。

また、申請に係る用途に遅滞なく供することの確実性、行政庁の許認可処分の確実性、計画面積の妥当性は適正であり、防災計画、周辺農地への被害防除対策等も計画上問題ないと判断されます。

以上です。

議長 ただいま事務局の説明及び現地調査班の報告が終わりました。

質問やご意見のある方は、挙手をお願いします。

特に、ございませんか。

—質疑なしの声あり—

質疑なしと認めます。

これより議案第2号及び議案第3号の申請番号2番について、採決します。

本案について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

—全員挙手—

全員賛成と認めます。

よって本案は、原案のとおり可決されました。
次に移ります。

議案第3号「農地法第5条第1項の規定による農地転用許可申請について」の申請番号1番、3番から17番を議題とします。

本案については、野田市農業委員会会議規則第10条の規定に基づき、議事参与の制限を受ける案件が含まれるため、申請番号1番、3番から15番、17番について先議します。

申請番号1番について、事務局の説明を求めます。

事務局 議案第3号申請番号1番についてご説明いたします。

4ページをご覧ください。

申請地は、畑1筆で1309平方メートルとなっております。

転用の目的は、所有権移転による養魚場用地です。

令和4年4月22日に受付をしております。

以上です。

議長 本案についても現地調査が行われておりますので、調査班より報告をお願いします。

吉岡委員 議案第3号申請番号1番について報告します。

農地区分と被害防除の観点から申し上げます。

申請地は、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であることから、第2種農地であると判断されます。

当該地の現況は、雑草が生い茂り、木が生えている農地でした。

計画内容は、通路部分は防草シート、駐車場部分は砂利を敷き、養魚場を整備する計画となっております。

給排水関係は、給水は上水道を引き込み、雨水は敷地内浸透とする計画となっており、排水の予定はありません。

周辺農地への被害防除対策は、生垣で囲う計画となっております。

事業計画及び申請添付書類並びに現地調査の結果を踏まえ、現地調査班においては、許可相当と判断されます。

以上です。

議長 農地法に基づく農地転用の許可検討事項について、事務局の説明を求めます。

事務局 申請番号1番の説明をする前に、申請番号1番から9ページの申請番号17番の案件に共通している許可検討事項について、ご説明いたします。

まず、信用については、過去の状況を確認したところ、特に問題ないと認められます。

次に転用行為の妨げとなる権利を有する者の同意を得ていない場合は許可しないものとなって

おりますが、農地台帳を確認したところ賃借人等はいないため、該当しないと考えます。

以上が共通している許可検討事項になります。

それでは、申請番号 1 番のその他の許可検討事項についてご説明いたします。

まず、資力については、預金残高証明書が添付されており、必要な資力があると認められます。

土地改良区の意見書及び排水同意書は添付されております。

また、申請に係る用途に遅滞なく供することの確実性、計画面積の妥当性は適正であり、防災計画、周辺農地への被害防除対策等も計画上、問題ないと判断されます。

以上です。

議長 申請番号 3 番について、事務局の説明を求めます。

事務局 議案第 3 号申請番号 3 番についてご説明いたします。

申請地は、畑 1 筆で 925 平方メートルとなっております。

転用の目的は、賃借権設定による太陽光発電施設用地です。

令和 4 年 4 月 22 日に受付をしております。

以上です。

議長 本案についても現地調査が行われておりますので、調査班より報告をお願いします。

吉岡委員 議案第 3 号申請番号 3 番について報告します。

農地区分と被害防除の観点から申し上げます。

申請地は、市街化区域に近接し、その規模がおおむね 10 ヘクタール未満であることから、第 2 種農地であると判断されます。

当該地の現況は、雑草が生えている農地でした。

計画内容は、整地し、防草シートを敷き、太陽光発電施設を整備する計画となっております。

給排水関係は、給排水はなく、雨水は敷地内浸透になります。

周辺農地への被害防除対策は、フェンスを設置する計画となっております。

事業計画及び申請添付書類並びに現地調査の結果を踏まえ、現地調査班においては、許可相当と判断されます。

以上です。

議長 農地法に基づく農地転用の許可検討事項について、事務局の説明を求めます。

事務局 まず、資力については、預金残高証明書が添付されており、必要な資力があると認められます。

土地改良区の意見書及び排水同意書は添付されております。

また、申請に係る用途に遅滞なく供することの確実性、計画面積の妥当性は適正であり、防災計画、周辺農地への被害防除対策等も計画上、問題ないと判断されます。

以上です。

議長 申請番号 4 番から 7 番は関連があるので、一括して事務局の説明を求めます。

事務局 議案第 3 号申請番号 4 番から 7 番についてご説明いたします。

4 ページから 5 ページをご覧ください。

申請地は、田 5 筆で 1833 平方メートル、畑 2 筆で 1798 平方メートル、合計 7 筆で 3631 平方メートルとなっております。

転用の目的は、所有権移転による貸資材置場用地です。

令和 4 年 4 月 25 日に受付をしております。

以上です。

議長 本案についても現地調査が行われておりますので、調査班より報告をお願いします。

吉岡委員 議案第 3 号申請番号 4 番から 7 番について報告します。

農地区分と被害防除の観点から申し上げます。

申請地は、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であることから、第 2 種農地であると判断されます。

当該地の現況は、畑は耕作中、田は雑草が生い茂っている農地でした。

計画内容は、切土・盛土は行わず、現況高に碎石敷きにて、貸資材置場を整備する計画となっております。

給排水関係は、給排水はなく、雨水は敷地内浸透になります。

周辺農地への被害防除対策は、単管パイプ柵で囲む計画となっております。

事業計画及び申請添付書類並びに現地調査の結果を踏まえ、現地調査班においては、許可相当と判断されます。

以上です。

議長 農地法に基づく農地転用の許可検討事項について、事務局の説明を求めます。

事務局 まず、資力については、預金残高証明書が添付されており、必要な資力があると認められます。

土地改良区の意見書及び排水同意書は添付されております。

また、申請に係る用途に遅滞なく供することの確実性、計画面積の妥当性は適正であり、防災計画、周辺農地への被害防除対策等も計画上、問題ないと判断されます。

以上です。

議長 申請番号 8 番について、事務局の説明を求めます。

事務局 議案第3号申請番8番についてご説明いたします。

6ページをご覧ください。

申請地は、畑2筆で1194平方メートルとなっております。

転用の目的は、賃借権設定による資材置場用地です。

令和4年4月21日に受付をしております。

以上です。

議長 本案についても現地調査が行われておりますので、調査班より報告をお願いします。

吉岡委員 議案第3号申請番号8番について報告します。

農地区分と被害防除の観点から申し上げます。

申請地は、市街化区域に近接し、その規模がおおむね10ヘクタール未満であることから、第2種農地であると判断されます。

当該地の現況は、保全管理された農地でした。

計画内容は、埋立て等を行わず、砂利敷きにて整地し、資材置場を整備する計画となっております。

給排水関係は、給排水はなく、雨水は敷地内浸透になります。

周辺農地への被害防除対策は、ネットフェンスで囲う計画となっております。

事業計画及び申請添付書類並びに現地調査の結果を踏まえ、現地調査班においては、許可相当と判断されます。

以上です。

議長 農地法に基づく農地転用の許可検討事項について、事務局の説明を求めます。

事務局 まず、資力については、預金残高証明書が添付されており、必要な資力があると認められます。

土地改良区の意見書及び排水同意書は添付されております。

また、申請に係る用途に遅滞なく供することの確実性、計画面積の妥当性は適正であり、防災計画、周辺農地への被害防除対策等も計画上、問題ないと判断されます。

以上です。

議長 申請番号9番について、事務局の説明を求めます。

事務局 議案第3号申請番9番についてご説明いたします。

申請地は、畑4筆で2767.52平方メートルとなっております。

転用の目的は、所有権移転による車両置場用地です。

令和4年4月25日に受付をしております。

以上です。

議長 本案についても現地調査が行われておりますので、調査班より報告をお願いします。

吉岡委員 議案第3号申請番号9番について報告します。

農地区分と被害防除の観点から申し上げます。

申請地は、市街化区域に近接し、その規模がおおむね10ヘクタール未満であることから、第2種農地であると判断されます。

当該地の現況は、保全管理された農地でした。

計画内容は、切土・盛土は行わず、砂利を敷き、車両置場を整備する計画となっております。

給排水関係は、給排水はなく、雨水は敷地内浸透になります。

周辺農地への被害防除対策は、フェンスを設置する計画となっております。

事業計画及び申請添付書類並びに現地調査の結果を踏まえ、現地調査班においては、許可相当と判断されます。

以上です。

議長 農地法に基づく農地転用の許可検討事項について、事務局の説明を求めます。

事務局 まず、資力については、預金残高証明書が添付されており、必要な資力があると認められます。

土地改良区の意見書及び排水同意書は添付されております。

また、申請に係る用途に遅滞なく供することの確実性、計画面積の妥当性は適正であり、防災計画、周辺農地への被害防除対策等も計画上、問題ないと判断されます。

以上です。

議長 申請番号10番について、事務局の説明を求めます。

事務局 議案第3号申請番号10番についてご説明いたします。

7ページをご覧ください。

申請地は、畑13筆で7157平方メートルとなっております。

転用の目的は、所有権移転による資材置場用地です。

令和4年4月25日に受付をしております。

以上です。

議長 本案についても現地調査が行われておりますので、調査班より報告をお願いします。

吉岡委員 議案第3号申請番号10番について報告します。

農地区分と被害防除の観点から申し上げます。

申請地は、市街化区域に近接し、その規模がおおむね10ヘクタール未満であることから、第2

種農地であると判断されます。

当該地の現況は、保全管理された農地でした。

計画内容は、整地し、砂利敷きにて、資材置場を整備する計画となっております。

給排水関係は、給排水はなく、雨水は敷地内浸透になります。

周辺農地への被害防除対策は、周囲をブロックで囲い、土砂の流出を防止する計画となっております。

事業計画及び申請添付書類並びに現地調査の結果を踏まえ、現地調査班においては、許可相当と判断されます。

以上です。

議長 農地法に基づく農地転用の許可検討事項について、事務局の説明を求めます。

事務局 まず、資力については、預金残高証明書が添付されており、必要な資力があると認められます。

土地改良区の意見書及び排水同意書は添付されております。

また、申請に係る用途に遅滞なく供することの確実性、計画面積の妥当性は適正であり、防災計画、周辺農地への被害防除対策等も計画上、問題ないと判断されます。

以上です。

議長 申請番号 11 番から 12 番は関連があるので、一括して事務局の説明を求めます。

事務局 議案第 3 号申請番 11 番から 12 番についてご説明いたします。

7 ページから 8 ページをご覧ください。

申請地は、畑 2 筆で 2014 平方メートルとなっております。

転用の目的は、所有権移転による車両置場用地です。

令和 4 年 4 月 21 日に受付をしております。

以上です。

議長 本案についても現地調査が行われておりますので、調査班より報告をお願いします。

吉岡委員 議案第 3 号申請番号 11 番から 12 番について報告します。

農地区分と被害防除の観点から申し上げます。

申請地は、市街化区域に近接し、その規模がおおむね 10 ヘクタール未満であることから、第 2 種農地であると判断されます。

当該地の現況は、雑草が生い茂っている農地でした。

計画内容は、砂利敷きにて車両置場を整備する計画となっております。

給排水関係は、給排水はなく、雨水は敷地内浸透になります。

周辺農地への被害防除対策は、フェンスを設置する計画となっております。

事業計画及び申請添付書類並びに現地調査の結果を踏まえ、現地調査班においては、許可相当と判断されます。

以上です。

議長 農地法に基づく農地転用の許可検討事項について、事務局の説明を求めます。

事務局 まず、資力については、預金残高証明書が添付されており、必要な資力があると認められます。

土地改良区の意見書及び排水同意書は添付されております。

また、申請に係る用途に遅滞なく供することの確実性、行政庁の許認可処分の確実性、計画面積の妥当性は適正であり、防災計画、周辺農地への被害防除対策等も計画上、問題ないと判断されます。

以上です。

議長 申請番号 13 番について、事務局の説明を求めます。

事務局 議案第 3 号申請番 13 番についてご説明いたします。

8 ページをご覧ください。

申請地は、畑 2 筆で 1110 平方メートルとなっております。

転用の目的は、使用貸借権設定による太陽光発電施設用地です。

令和 4 年 4 月 25 日に受付をしております。

以上です。

議長 本案についても現地調査が行われておりますので、調査班より報告をお願いします。

石山（幹）委員 議案第 3 号申請番号 13 番について報告します。

農地区分と被害防除の観点から申し上げます。

申請地は、鉄道駅、市役所等それぞれの基準点の周囲おおむね 500 メートル以内の宅地率が 40 パーセントを超えるため、1 キロメートルまで半径を延長し、宅地率が 40 パーセントを超えているため、第 2 種農地であると判断されます。

当該地の現況は、肥培管理された農地でした。

計画内容は、埋立て等を行わず、転圧により整地し、防草シートを敷き、太陽光発電施設を整備する計画となっております。

給排水関係は、給排水はなく、雨水は敷地内浸透になります。

周辺農地への被害防除対策は、フェンス設置する計画となっております。

事業計画及び申請添付書類並びに現地調査の結果を踏まえ、現地調査班においては、許可相当と判断されます。

以上です。

議長 農地法に基づく農地転用の許可検討事項について、事務局の説明を求めます。

事務局 まず、資力については、預金残高証明書及び領収書が添付されており、必要な資力があると認められます。

土地改良区の意見書及び排水同意書は添付されております。

また、申請に係る用途に遅滞なく供することの確実性、計画面積の妥当性は適正であり、防災計画、周辺農地への被害防除対策等も計画上、問題ないと判断されます。

以上です。

議長 申請番号 14 番について、事務局の説明を求めます。

事務局 議案第 3 号申請番 14 番についてご説明いたします。

申請地は、畑 2 筆で 2015 平方メートルとなっております。

転用の目的は、所有権移転による太陽光発電施設用地です。

令和 4 年 4 月 25 日に受付をしております。

以上です。

議長 本案についても現地調査が行われておりますので、調査班より報告をお願いします。

石山（幹）委員 議案第 3 号申請番号 14 番について報告します。

農地区分と被害防除の観点から申し上げます。

申請地は、鉄道駅、市役所等それぞれの基準点の周囲おおむね 500 メートル以内の宅地率が 40 パーセントを超えるため、1 キロメートルまで半径を延長し、宅地率が 40 パーセントを超えているため、第 2 種農地であると判断されます。

当該地の現況は、雑草が生えている農地でした。

計画内容は、切土・盛土は行わず、現況高にて整地し、太陽光発電施設を整備する計画となっております。

給排水関係は、給排水はなく、雨水は敷地内浸透になります。

周辺農地への被害防除対策は、周囲をフェンスで囲む計画となっております。

事業計画及び申請添付書類並びに現地調査の結果を踏まえ、現地調査班においては、許可相当と判断されます。

以上です。

議長 農地法に基づく農地転用の許可検討事項について、事務局の説明を求めます。

事務局 まず、資力については、預金残高証明書が添付されており、必要な資力があると認められます。

土地改良区の意見書及び排水同意書は添付されております。

また、申請に係る用途に遅滞なく供することの確実性、行政庁の許認可処分の確実性、計画面積の妥当性は適正であり、防災計画、周辺農地への被害防除対策等も計画上、問題ないと判断されます。

以上です。

議長 申請番号 15 番について、事務局の説明を求めます。

事務局 議案第 3 号申請番 15 番についてご説明いたします。

申請地は、畑 1 筆で 222 平方メートルとなっております。

転用の目的は、使用貸借権設定による住宅用地です。

令和 4 年 4 月 22 日に受付をしております。

以上です。

議長 本案についても現地調査が行われておりますので、調査班より報告をお願いします。

石山（幹）委員 議案第 3 号申請番号 15 番について報告します。

農地区分と被害防除の観点から申し上げます。

申請地は、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であることから、第 2 種農地であると判断されます。

当該地の現況は、保全管理された農地でした。

計画内容は、埋立て等を行わず、整地のみで住宅を建築する計画となっております。

給排水関係は、給水は上水道を引き込み、雨水は敷地内浸透、污水雑排水は合併浄化槽で処理し、道路側溝に放流する計画となっております。

周辺農地への被害防除対策は、特にありません。

事業計画及び申請添付書類並びに現地調査の結果を踏まえ、現地調査班においては、許可相当と判断されます。

以上です。

議長 農地法に基づく農地転用の許可検討事項について、事務局の説明を求めます。

事務局 まず、資力については、融資に関する書類が添付されており、必要な資力があると認められます。

土地改良区の意見書及び排水同意書は添付されております。

また、申請に係る用途に遅滞なく供することの確実性、行政庁の許認可処分の確実性、計画面積の妥当性は適正であり、防災計画、周辺農地への被害防除対策等も計画上、問題ないと判断されます。

以上です。

議長 申請番号 17 番について、事務局の説明を求めます。

事務局 議案第 3 号申請番 17 番についてご説明いたします。

9 ページをご覧ください。

申請地は、畑 1 筆で 168 平方メートルとなっております。

転用の目的は、使用貸借権設定による住宅及び公衆用道路用地です。

令和 4 年 4 月 21 日に受付をしております。

以上です。

議長 本案についても現地調査が行われておりますので、調査班より報告をお願いします。

石山（幹）委員 議案第 3 号申請番号 17 番について報告します。

農地区分と被害防除の観点から申し上げます。

申請地は、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であることから、第 2 種農地であると判断されます。

当該地の現況は、保全管理された農地でした。

計画内容は、土砂の搬入・搬出はせず、整地のみで住宅を建築する計画となっております。

給排水関係は、給水は上水道を引き込み、雨水は敷地内浸透、汚水雑排水は合併浄化槽を設置し、U 字溝に放流する計画となっております。

周辺農地への被害防除対策は、コンクリートブロック、ネットフェンスを設置する計画となっております。

事業計画及び申請添付書類並びに現地調査の結果を踏まえ、現地調査班においては、許可相当と判断されます。

以上です。

議長 農地法に基づく農地転用の許可検討事項について、事務局の説明を求めます。

事務局 まず、資力については、預金残高証明書及び融資に関する書類が添付されており、必要な資力があると認められます。

土地改良区の意見書及び排水同意書は添付されております。

また、申請に係る用途に遅滞なく供することの確実性、行政庁の許認可処分の確実性、計画面積の妥当性は適正であり、防災計画、周辺農地への被害防除対策等も計画上、問題ないと判断されます。

以上です。

議長 ただいま事務局の説明及び現地調査班の報告が終わりました。

質問やご意見のある方は、挙手をお願いします。

特に、ございませんか。

—質疑なしの声あり—

質疑なしと認めます。

これより議案第3号の申請1番、3番から15番、17番について採決します。

本案について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

—全員挙手—

全員賛成と認めます。

よって本案は、原案のとおり可決されました。

次に議事参与の制限を受ける案件に移ります。

野田市農業委員会会議規則第10条の規定に基づき、〇〇委員の退席を求めます。

—〇〇委員退席—

申請番号16番について、事務局の説明を求めます。

事務局 議案第3号申請番16番についてご説明いたします。

9ページをご覧ください。

申請地は、畑1筆で1229平方メートルとなっております。

転用の目的は、使用貸借権設定による太陽光発電施設用地です。

令和4年4月22日に受付をしております。

以上です。

議長 本案についても現地調査が行われておりますので、調査班より報告をお願いします。

石山（幹）委員 議案第3号申請番号16番について報告します。

農地区分と被害防除の観点から申し上げます。

申請地は、市街化区域に近接し、その規模がおおむね10ヘクタール未満であることから、第2種農地であると判断されます。

当該地の現況は、保全管理された農地でした。

計画内容は、埋立て等は行わず整地のみで、太陽光発電施設を整備する計画となっております。

給排水関係は、給排水はなく、雨水は敷地内浸透になります。

周辺農地への被害防除対策は、周囲をフェンスで囲む計画となっております。

事業計画及び申請添付書類並びに現地調査の結果を踏まえ、現地調査班においては、許可相当と判断されます。

以上です。

議長 農地法に基づく農地転用の許可検討事項について、事務局の説明を求めます。

事務局 まず、資力及び信用についてですが、資力については、預金残高証明書が添付されており、必要な資力が認められます。

信用についても、過去の状況を確認したところ、特に問題ないと認められます。

次に、転用行為の妨げとなる権利を有する者の同意を得ていない場合は許可しないこととなっておりますが、農地台帳を確認したところ、賃借人等はいないため、該当しないと考えます。

土地改良区の意見書及び排水同意書は添付されております。

また、申請に係る用途に遅滞なく供することの確実性、計画面積の妥当性は適正であり、防災計画、周辺農地への被害防除対策等も計画上、問題ないと判断されます。

以上です。

議長 ただいま事務局の説明及び現地調査班の報告が終わりました。

質問やご意見のある方は、挙手をお願いします。

特に、ございませんか。

—質疑なしの声あり—

質疑なしと認めます。

これより議案第3号申請番号16番について採決します。

本案について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

—全員挙手—

全員賛成と認めます。

よって本案は、原案のとおり可決されました。

退席者の入室を認めます。

—〇〇委員復席—

次に移ります。

議案第4号「農地法の規定に基づく許可を要しない土地の証明願について」を議題とします。

申請番号1番について事務局の説明を求めます。

事務局 議案第4号申請番号1番についてご説明いたします。

10ページをご覧ください。

申請地は、農地法所定の手続きをせずに昭和40年頃に植樹し、現在に至っております。

昭和59年10月撮影の空中写真及び現況写真並びに経過説明書の状況と現地調査班の結果を踏まえ、農地法所定の許可を得ないまま20年以上経過しており、かつ、この間、農地法第51条の規定による処分を受けていないため、要件を満たしていると考えます。

令和4年4月22日に受付をしております。

以上です。

議長 申請番号 2 番から 3 番は関連があるので、一括して事務局の説明を求めます。

事務局 議案第 4 号申請番号 2 番から 3 番についてご説明いたします。

申請地は、農地法所定の手続きをせずに昭和 30 頃から墓地として、昭和 35 年頃から宅地、公衆用道路、境内地として利用し、現在に至っております。

平成 11 年 5 月撮影の空中写真及び現況写真並びに経過説明書の状況と現地調査班の結果を踏まえ、農地法所定の許可を得ないまま 20 年以上経過しており、かつ、この間、農地法第 51 条の規定による処分を受けていないため、要件を満たしていると考えます。

令和 4 年 4 月 21 日に受付をしております。

以上です。

議長 申請番号 4 番について事務局の説明を求めます。

事務局 議案第 4 号申請番号 4 番についてご説明いたします。

11 ページをご覧ください。

申請地は、農地法所定の手続きをせずに昭和 7 年 4 月 1 日から通路として利用し、現在に至っております。

平成 10 年 11 月撮影の空中写真及び現況写真並びに経過説明書の状況と現地調査班の結果を踏まえ、農地法所定の許可を得ないまま 20 年以上経過しており、かつ、この間、農地法第 51 条の規定による処分を受けていないため、要件を満たしていると考えます。

令和 4 年 4 月 22 日に受付をしております。

以上です。

議長 申請番号 5 番について事務局の説明を求めます。

事務局 議案第 4 号申請番号 5 番についてご説明いたします。

申請地は、農地法所定の手続きをせずに昭和 43 年から宅地として利用し、現在に至っております。

昭和 49 年 12 月撮影の空中写真及び現況写真並びに経過説明書の状況と現地調査班の結果を踏まえ、農地法所定の許可を得ないまま 20 年以上経過しており、かつ、この間、農地法第 51 条の規定による処分を受けていないため、要件を満たしていると考えます。

令和 4 年 4 月 21 日に受付をしております。

以上です。

議長 申請番号 6 番について事務局の説明を求めます。

事務局 議案第 4 号申請番号 6 番についてご説明いたします。

申請地は、農地法所定の手続きをせずに昭和 10 年 4 月 1 日から通路として利用し、現在に至っております。

平成 10 年 11 月撮影の空中写真及び現況写真並びに経過説明書の状況と現地調査班の結果を踏まえ、農地法所定の許可を得ないまま 20 年以上経過しており、かつ、この間、農地法第 51 条の規定による処分を受けていないため、要件を満たしていると考えます。

令和 4 年 4 月 21 日に受付をしております。

以上です。

議長 ただいま事務局の説明が終わりました。

質問やご意見のある方は、挙手をお願いします。

特に、ございませんか。

—質疑なしの声あり—

質疑なしと認めます。

これより議案第 4 号について採決します。

本案について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

—全員挙手—

全員賛成と認めます。

よって本案は、原案のとおり可決されました。

次に移ります。

議案第 5 号「農用地利用集積計画について」の一般を議題とします。

事務局の説明を求めます。

事務局 議案第 5 号「一般」についてご説明いたします。

13 ページから 18 ページをご覧ください。

野田市長より令和 4 年 5 月 2 日付けで、令和 4 年度第 1 次農用地利用集積計画について、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項により農業委員会の決定を求められています。

農用地利用集積計画の一般でございますが、4 年の賃借権設定が畑 1 筆で 2845 平方メートル、10 年の賃借権設定が田 38 筆で 8181 平方メートル、畑 71 筆で 41580 平方メートルとなっております。

以上の計画内容は、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしております。

以上です。

議長 申請番号 11 番から 110 番は新規就農のため、説明員として申請人にお越しいただいております。

—申請人入室—

それでは、機械、労働力、技術があるか、また、販売先などの営農計画について、説明をお願いします。

申請人 こんにちは、〇〇と申します。

去年の11月から桐ヶ作に来まして、こちらの方で農業始めまして、今、野沢菜、キャベツを耕作しております。

土地の選定理由に関しましては、千葉県は交通に関して、どちらに行っても便利なので、こちらの方でどうしてもやりたいと考えております。

営農計画に関しましては、私昔ながらの中国産の野菜を扱っておりまして、日本で販売しています。

今それぞれのお客さんを持っています。

今こちらの方に生産してるのは野沢菜、長野県の皆さんにも販売しておりました。

今から作っていますキャベツに関しては、関東で販売していき、今後可能であれば関西でも販売していきたいと思っておりますが、契約と面積によります。

そのあとに生産物の処理生産物の処理方法に関しましては、加工工場がメインで、そのあとにスーパーさんとか、市場に出していくも考えております。

農業機械の所有状況に関しましては、私が持っているのは、トラクターが1台とリフト1台、それぞれの軽トラとか小さなものが幾つかあります。

農作業の従事者に関しては、今3人、4人位でやってありますが、仕事が必要は計画によって10人、15人位をこちらの方に連れて来て、仕事することが可能です。

技術に関しましては、私、農家を10年やってきまして、キャベツ、白ネギ、白菜あと、ショウガ、野沢菜自分でも、わかりますし従業員の方も、帳面見てやっておりますので、技術に関しては、何とかわかります。

これからはやっていきたいと思っておりますので以上です。

よろしくお願いします。

古谷委員 このあっせんについては、私が中心になって農地集積しました。

議案の記載では、〇〇という会社で申請しています。

現在も耕作しておりますので、それなりに農業をやっているんじゃないかなと思ってます。

皆さん、率直な意見を聞いていただければと思います。

後藤委員 推進委員の後藤と申します。

よろしくお願いします。

私もいろいろ関与させていただきまして、土地の集積に取り組みました。

もともと遊休農地になっていたところもありますけども、それはそれとして、今後どういうふうな形で作付をして管理していくのかっていうのは、地元の地権者はかなりよく見えていますので、

その辺はきちんとした管理体制をとっていただければなと思いますので、よろしくお願いします。

申請人 私は、他のところにも、産地を持っていますので、畑とか持ってますので、できる限りは、今後としては例えば、10月から収穫するキャベツは6月末に育苗して8月に定植していくんですけれども、例えば、50反であれば私10人15人位を連れてきてバーッとやっていくのがありますがそのあとの管理に関しては、今の野田の方に、アパートが2軒と庭付きの置き場は1軒があります。

そこの方に2人か3人が、今後住んでもらって管理をしていきたいと思っている考えがあります。

その2人か3人がもしくは今後従業員に関しては、私、カンボジア人の研修生と中国人の研修生を、こちらの方に入れられるように、今、手配をしております。

カンボジア人の従業員に関しては静岡県で友達が、やってるのをそれを派遣会社と今話をしていますので、中国人に関しては、もともともう中国からいろいろ、野菜取引してますから、中国の方と直接お話をしております。

今後は、例えば100反の土地があります。

100反の土地に関しては6月に育苗始まって、8月からもうすぐ、もう少しずつ栽培していて、収穫が10月から翌年の1月までに全部収穫して、その間に収穫してから空いている期間の後に白ネギをやっていききたいという考えております。

後は来年4月に空いてきた土地にショウガも考えていますけど、ただし、今のところは、例えば、今年はこの位しかないよというお話ならば、100反であれば100反の土地について計画しか作れないんで、今後は例えば150反とか200反出てきましたら、それについては、また話したいと考えています。

後藤委員 それは耕作中じゃなくて、耕作前、作付後の管理について、これから2、3人を地元に入って管理してもらえるとということのお話でよろしいでしょうか。

申請人 そうですね、私は今ほとんど毎日こちらの方に、畑の隣に住んでいますので、今後は2、3人こちらの方にいてもらって、毎日毎日今キャベツ20何反しかないんで、だからそんな管理は、いらないんですけど、今後、例えば、今後もし100反のキャベツと100反の白ネギ作ったら、だから10人が15人位に毎日こちらにいないといけないんですけども、それでも例えば白ネギの加工所、要はこちらの方に収穫してこちらで加工して、出荷する前に例えば10人15人もいるんですけれども、今キャベツだけだと、そんなにいらないと思います。

2人か3人位で充分でないかと考えております。

事務局 今、株式会社〇〇で、作付予定のところは、この利用権の他に中間管理機構を利用して借りるところもありまして、それを全部含めると、7.5、8ヘクタール程度だと思います。

その内、利用権で借りているところで、約7000平方メートル程度、遊休農地として指定されてるところがありまして、草刈と木を切ったりと再生して、これから作付をするというようなこ

ろもございます。

全体としては、7.5 から 8 ヘクタール程度で、集約されたところを今後、耕作するという予定でいます。

須賀委員 推進委員の須賀と申します。

参考までにお聞きしたいんですが、ここの地区については、かなり小さい面積の筆が沢山ありますが、耕作するにあたって、各それぞれの境界っていうか、その辺の処理はどういうふうに、考えていらっしゃるんですか。

それぞれの土地が、みんな今現在各個人が境界とか、境界の株とか、そういうものがあると思いますが、小さい土地もあると思いますが、どのように耕作するのか、その辺をお聞きしたいです。

古谷委員 細かいところの筆は、遊休農地が入ってるところが 7000 平方メートル位含んだ、その一角で大体 1 万 2000 平方メートルですが、その間に真ん中に U 字溝というか排水路があり、排水溝とその反対側に道路があってそこに細かい境界杭が入っています。

それは触らないで、全面的に耕作してもらって、全部 1 枚にして耕作します。

地権者の了解はもらって、貸していただいています。

須賀委員 耕作するにあたって、細かい筆の境界については、GPS を使った境界杭を埋設して、将来的には、やるような方法を全国農業新聞で目にしますが、そういう考えっていうのはありますか。

古谷委員 最初、地下に境界杭入れてやろうという話で、進めていましたが補助金が出ないので、お金がかかりますので、補助金が出ないとちょっとできないんで、今宙ぶらりんになっちゃって、先に遊休農地含むところは 1 枚にして、あとその他の細かい筆は所有者が隣接地を持ってるところがわかりやすく、境界があるところは 1 枚で使ってわからないところはそれなりに、最低でも、1 反以上は耕作できる状態になっていて今、大型のトラクター持ってきて耕作しています。

須賀委員 私が考えてるっていうか心配してるのは、これだけの面積を集積して、そういう何の補助も得られないような、農地利用の推進をしてもしょうがないんじゃないかなと思います。

せっかく推進するにあたっては、境界を全部その GPS を使って境界杭を埋設して一枚の畑にするとか、そういうことができるような方法ってないんですか。

こういう公的機関の農業経営基盤強化促進法を使う貸し借りをするわけでしょそういうことをやっても、そういう補助付いてこないのかな。

筑井委員 説明の方には、退席してもらったらいんじゃないですか。

他に説明員の方に質問なければ。

瀬能委員 田 38 筆、8181 平方メートルとありますが、今のお話を聞くとほとんど野菜を作るといふ作物の計画みたいですが、この記載されている田は、現状においては、畑と同じような条件になってる田の捉え方でよろしいでしょうか。

古谷委員 湿田だったので埋めていて、畑になってもう 20 年から 30 年になりまして、それが遊休農地になってしまいました。

事務局 野田では珍しい野沢菜を当初、栽培されて出荷もされたと思いますが、大体品質的にどうだったんでしょうか、良かったのでしょうか。

申請人 物に関しては品質は良かったです。

しかしながら今年は、土地の品質に関しては通常の 5 割 6 割位しか出てなかったんですよ。

時期がありますので、野沢菜は 80 日間の成長期があつて、80 日以上になると、花が咲いてきますので、ですからそこからもう収穫できないんで、地区内に関しては 50%の収穫量しかないんですけれども、物に関しましては全然良かったとお客様から評価をいただいております。

今はその物に関しては、長野県の方に塩漬けをしてありますので、可能であれば 5 月位に長野県の方に行ってちょっと見に行きたいんですよ。

ただいまのところはお客さんからの、いい評価をいただいております。

事務局 今後も野沢菜栽培されるんですか。

申請人 そうですね、今もともと今年ですね 1 社だけだったんですけれども、今、長野県の方で今もう 3 社になって、今年はもしかしたら 3 社 4 社発注いただけたらいいんじゃないかなと私は考えておりますので、もしかしたら今年は 10 月に野沢菜を、もうちょっと例えば 20 町 20 反、もしくは 25 反位作ってもいいかなと考えているんですけれども、しかしながら、今、キャベツの相場が中国の相場にでもありますので結構高値になっているんですね。

今、お客さんからの要は他のところのお客さんからの問い合わせはもうあげて、もし可能であれば年間で契約っていう形で、やっていくのであれば、今の土地は全部キャベツになっちゃう可能性があります。

事務局 それはすべて国内消費に持っていくのですか。

申請人 全部国内消費、要は国内でやっているんですよ。

今後、例えば中国、例えば T P P に入ってきたら、香港とか中国の内陸の方に、輸出も考えられるんですけどもしかし、今のところは、それはまだまだ時間がかかりそうな感じなんですね。

事務局 はい、わかりました頑張ってください。

古谷委員 GPSの質問がありましたが、今のところはそれしかないから、まだ計画の半分位、3町位を野沢菜とキャベツを作付けしてもらっていますが、それを周りの貸してない方が見てて、貸したいなっていう方がまた増えてきていますので、これからまた、申請が上がってきます。

吉岡委員 壮大な計画で、非常に私の方はもう逆に、凄いなと驚いていますが、ここに至るまでに、〇〇さんはどういうふうな仕事をなさって、ここに来るまでにどのようなことやってたのか、ちょっとここ詳しく教えていただければありがたいです。

申請人 私もともと中国人だったんです。

18年前に日本に行きまして留学生として九州の大分に5年間いました。

そのあとに私、日本で就職して商社に入って、商社で担当してた仕事は中国の野菜を、こちらの方に日本にひっぱてきて、こちらでメインでやっていたんです。

10年前ですかね中国の山東省、福建省、四川省いろんな省をです、工場を回って、いい商品を探していたんです。

そのあと、日本国内の営業をやらしていただいて、日本国内の方にもう中国産の野菜と、国産の野菜も営業として販売していたんです。

2016年の頃に自分が独立して、最初のところは中国の野菜、青ネギ、白ネギ、玉ねぎ、にんじん、キャベツ、白菜この6種類をメインとしてやり始まったんですけれども、2017年18年のところに、お客さんから中国産の野菜だけだとちょっと、もし可能ならば国産野菜もやって欲しいという話で、私国産の野菜も入れたんです。

その当時は、ほとんど市場関係で経由してやっていたんです。

2019年の頃に、千葉県の八街市の友達がショウガを作っていて、私八街市に行ってショウガを販売していました。

コロナウイルスの影響もありまして、この時間を利用して、自分で栽培をしたらどうなのかという思いで始まったわけなんです。

もともと中国の方に自社の青ねぎ、白ねぎの自社産地を持っています。

そのうち技術は何とかわかりますので、隣の茨城県のつくばみらい市と、笠間市にそういう連携してるの農園がありますので、そちらの方に要はもともと、お客さんからいただいたオーダーを例えばキャベツであれ、白ネギであれ、そちらの方に栽培してもらって、私が販売するだけという仕組みだったんですけど、今は、例えば、野田の方にキャベツ、要は自分でもう作るようになったんです。

今この十年間の間にほとんど野菜だけしか触ってないから。この仕事ずっとやってきているんです。

つくばみらいの方と笠間の方は、完全に自社じゃないんで50%ずつの株を持っています。

今、野田の方に機械とかはそんなにないんですけど、ただ他のところから例えば50馬力のトラクターを3体、ハイクリブームが2体、そのあと、有料の機械を持てますので、ですから、こちらの方が計画を作ったら、もう人と機械を持ってきて、パーッと作っていくって感じなんです。

今でも中国産の野菜、中国からひっぱってこちら販売していますが、それはほとんど関西なん

です。

関東の方は国産メインで今やってます。

吉岡委員 関宿ということなんですが、この広大な土地で、野菜作り始まるわけですね。

そうすると、もちろん商売するにあたり、周りの地権者だけでなく、周りの住民達に理解を得られなくちゃいけないと思います。

申請人 それに関しては、私がこちらの方に借りてるアパートとか寮を借りる前に私も持ち主に話を説明して、自治会にも入ってます。

19日の朝9時に自治会の活動がありますけど、いつも参加しています。

お隣さんと会えば挨拶しています。

吉岡委員 和気あいあい仲良くやって下さい。

議長 他に質問がないようでしたら、申請人を退席させたいと思いますが、よろしいでしょうか。

—異議なしの声あり—

お忙しい中、お疲れ様でした。

退席されて結構です。

—申請人退席—

ただいま事務局の説明及び申請人の説明が終わりました。

質問やご意見のある方は、挙手をお願いします。

特に、ございませんか。

—質疑なしの声あり—

質疑なしと認めます。

これより議案第5号の「一般」について採決します。

本案について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

—全員挙手—

全員賛成と認めます。

よって本案は、原案のとおり可決されました。

次に移ります。

議案第5号「農用地利用集積計画について」の中間管理を議題とします。

本案は、議案第6号「農用地利用配分計画について」の1番から32番と不可分の案件のため、

一括して審議します。

なお、議案第5号については、野田市農業委員会会議規則第10条の規定に基づき、議事参与の制限を受ける案件が含まれるため、議案第5号の申請番号1番から26番、29番から32番、議案第6号の申請番号1番から26番、29番から32番について先議します。

事務局の説明を求めます。

事務局 議案第5号「中間管理」の申請番号1番から26番、29番から32番についてご説明いたします。

19ページから20ページをご覧ください。

野田市長より令和4年5月2日付けで、令和4年度第1次農用地利用集積計画について、農業経営基盤強化促進法第18条第1項により農業委員会の決定を求められています。

農用地利用集積計画の中間管理でございますが、10年の賃借権設定が畑30筆で23187平方メートルとなっております。

なお、借受人は農地中間管理機構である千葉県園芸協会です。

以上の計画内容は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしております。

次に議案第6号申請番号1番から26番、29番から32番についてご説明いたします。

22ページから23ページをご覧ください。

野田市長より令和4年4月27日付けで、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項により農地中間管理機構である千葉県園芸協会が先ほど説明した農地中間管理権を取得予定の農地を貸し付けることについて、農業委員会の意見を求められています。

今回の計画内容は、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第4項の各要件を満たしております。

以上です。

議長 ただいま事務局の説明が終わりました。

質問やご意見のある方は、挙手をお願いします。

特に、ございませんか。

—質疑なしの声あり—

質疑なしと認めます。

これより議案第5号「中間管理」の申請番号1番から26番、29番から32番及び議案第6号の申請番号1番から26番、29番から32番について採決します。

本案について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

—全員挙手—

全員賛成と認めます。

よって本案は、原案のとおり可決されました。

議長を交代します。

齊藤職務代理者、よろしくお願いいたします。

議長代理 野田市農業委員会会議規則第 10 条の規定に基づき、〇〇委員の退席を求めます。

—〇〇委員退席—

議案第 5 号「農用地利用集積計画について」の中間管理の申請番号 27 番から 28 番を議題とします。

本案は、議案第 6 号「農用地利用配分計画について」の 27 番から 28 番と不可分の案件のため、一括して審議します。

事務局 議案第 5 号「中間管理」の申請番号 27 番から 28 番についてご説明いたします。

20 ページをご覧ください。

野田市長より令和 4 年 5 月 2 日付けで、令和 4 年度第 1 次農用地利用集積計画について、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項により農業委員会の決定を求められています。

農用地利用集積計画の中間管理でございますが、10 年の賃借権設定が畑 2 筆で 1840 平方メートルとなっております。

なお、借受人は農地中間管理機構である千葉県園芸協会です。

以上の計画内容は、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしております。

次に議案第 6 号申請番号 27 番から 28 番についてご説明いたします。

23 ページをご覧ください。

野田市長より令和 4 年 4 月 27 日付けで、農地中間管理事業の推進に関する法律第 19 条第 3 項により農地中間管理機構である千葉県園芸協会が先ほど説明した農地中間管理権を取得予定の農地を貸し付けることについて、農業委員会の意見を求められています。

今回の計画内容は、農地中間管理事業の推進に関する法律第 18 条第 4 項の各要件を満たしております。

以上です。

議長代理 ただいま事務局の説明が終わりました。

質問やご意見のある方は、挙手をお願いします。

特に、ございませんか。

—質疑なしの声あり—

質疑なしと認めます。

これより議案第 5 号「中間管理」の申請番号 27 番から 28 番及び議案第 6 号の 27 番から 28 番について、採決します。

本案について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

—全員挙手—

全員賛成と認めます。

よって本案は、原案のとおり可決されました。
退席者の入室を認めます。

—〇〇委員復席—

議長を交代します。

議長 次に移ります。

議案第 6 号「農用地利用配分計画について」の申請番号 33 番から 52 番を議題とします。
事務局の説明を求めます。

事務局 議案第 6 号の申請番号 33 番から 52 番についてご説明いたします。

23 ページから 24 ページをご覧ください。

野田市長より令和 4 年 4 月 27 日付けで、農地中間管理事業の推進に関する法律第 19 条第 3 項により農地中間管理機構である千葉県園芸協会が農地中間管理権を有する農地を貸し付けることについて、農業委員会の意見を求められています。

7 年の賃借権設定が田 20 筆 40722 平方メートルとなっております。

今回の計画内容は、農地中間管理事業の推進に関する法律第 18 条第 4 項の各要件を満たしていると思われます。

以上です。

議長 ただいま事務局の説明が終わりました。

質問やご意見のある方は、挙手をお願いします。

特に、ございませんか。

—質疑なしの声あり—

質疑なしと認めます。

これより議案第 6 号の申請番号 33 番から 52 番について採決します。

本案について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

—全員挙手—

全員賛成と認めます。

よって本案は、原案のとおり可決されました。

報告事項に移ります。

「報告第 1 号から第 9 号」について、一括して事務局の説明を求めます。

事務局 報告第 1 号から報告第 9 号についてご説明いたします。

報告事項の 1 ページから 2 ページをご覧ください。

報告第 1 号 農地法第 3 条の 3 の規定による相続の権利取得の届出は、4 件受理しております。
次に 3 ページをご覧ください。

報告第 2 号 農地法第 4 条第 1 項第 8 号の規定による市街化区域内の農地転用の届出は、2 件受理しております。

次に 4 ページから 7 ページをご覧ください。

報告第 3 号 農地法第 5 条第 1 項第 7 号の規定による市街化区域内の農地転用の届出は、14 件受理しております。

なお、報告第 1 号から第 3 号については、添付書類を含め、適法であったため、届出を受理し、受理通知書を交付しております。

次に 8 ページをご覧ください。

報告第 4 号 農地法第 18 条第 6 項の規定による合意解約は、3 件提出がありました
次に 9 ページをご覧ください。

報告第 5 号 農地使用貸借契約の解約通知は、6 件提出がありました。

次に 10 ページをご覧ください。

報告第 6 号 農用地利用集積計画の中途解約は、4 件提出がありました。

次に 11 ページをご覧ください。

報告第 7 号 農用地利用配分計画の中途解約は、1 件提出がありました。

次に 12 ページをご覧ください。

報告第 8 号 農地の現況に関する照会については、登記官からの照会が 1 件ありました。

次に 13 ページをご覧ください。

報告第 9 号 引き続き農業経営を行っている旨の証明願については、1 件証明いたしました。
以上です。

議長 報告第 8 号の登記官照会については、昭和 56 年 8 月 28 日付け法務省民事局長通知により原則農業委員、農地利用最適化推進委員 3 名以上と事務局職員で調査にあたることとなっているため、委員が現地調査を行っております。

番号 1 番について、調査にあたった齊藤委員より報告をお願いします。

齊藤委員 報告第 8 号登記官照会の番号 1 番について報告します。

令和 4 年 4 月 5 日に私と藤井農業委員、石山高弘農業委員、事務局職員 1 名と現地調査を行いました。

照会地は、更地と資材置場になっていました。

調査委員の合議の結果、現況は非農地であるとの結論となったため、千葉地方法務局に記載のとおり回答いたしました。

以上です。

議長 次に報告第 9 号の「引き続き農業経営を行っている旨の証明について」は、昭和 60 年 10

月 17 日付け農林水産省構造改善局農政部長通知により現地調査にあたることとなっております。
番号 1 番について、調査にあたった吉岡委員より報告をお願いします。

吉岡委員 報告第 9 号番号 1 番について報告します。

令和 4 年 3 月 10 日に事務局職員 1 名と現地調査を行いました。

照会地は、耕うんされ、農地として使用されていたので、農業経営を引き続き行っていることを証明いたしました。

以上です。

議長 ただいま事務局の説明及び委員の報告が終わりました。

質問やご意見のある方は、挙手をお願いします。

特に、ございませんか。

—質疑なしの声あり—

これらは報告事項でございますので、ご了承いただきたいと存じます。

続いて、運営委員会の報告を齊藤運営委員会議長よりお願いします。

齊藤運営委員会議長

—運営委員会の報告—

議長 以上で、本日のすべての議事が終了しましたので、総会を閉会します。(午後 4 時 10 分)